

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

6月1日から本給付金の対象世帯の取り扱いが変更になり、新たに令和4年度の住民税均等割が非課税となった世帯が支給対象に追加されました。

また、今回の変更に伴い、家計急変世帯については、令和4年1月以降の収入の減少により家計が急変した世帯のみが対象となりました。

1世帯あたり10万円

1世帯あたり1回限り。すでに本給付金を受給された世帯に、再度支給されるものではありません。

支給対象と申請の有無

世帯全員の令和4年度（令和3年中収入）の「住民税均等割が非課税」の世帯
令和4年6月1日時点で羽曳野市に住民登録のある方

世帯のすべての方が、
令和3年12月10日以前から
羽曳野市に住民登録のある場合

**対象となる可能性のある世帯には
確認書を送付します。**

【提出期限】

確認書を発出した日から3カ月、
または11月30日(水)の
いずれか早い方

必要事項を記入の上、
同封の返信用封筒に入れ、
期限までに提出してください。

世帯の中に令和3年12月11日
以降に転入した方がいる場合

**申請が必要です。
対象となる可能性のある世帯には
申請書を送付します。**

【提出期限】

11月30日(水)

必要事項を記入の上、
同封の返信用封筒に入れ、
期限までに提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響で
令和4年1月以降の収入が減少し
世帯全員が住民税非課税相当の
収入となった世帯（家計急変世帯）
申請時点で羽曳野市に住民登録のある方

申請が必要です。

【申請書配布場所】

市役所、支所、人権文化センター
※市ウェブサイトからもダウンロード可。

【申請期間】

9月30日(金)まで

【申請窓口】

市役所本館4階
臨時特別給付金推進室

**「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」にご注意ください！**

自宅や職場などに都道府県・市区
町村や国（の職員）などをかたる不
審な電話や郵便があった場合は、市
役所や最寄りの警察署か警察相談専
用電話（#9110）にご連絡ください。

- 配偶者等からの暴力（DV）を理由に羽曳野市から避難されている方 -

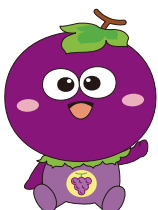
配偶者からの暴力を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをすることで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができます。

- 令和3年度および令和4年度住民税が課税から均等割非課税になった場合 -

修正申告等により令和3年度および令和4年度の住民税が課税から均等割非課税となり非課税世帯となった場合、別途申請が必要となります。

- 支給時期 -

確認書（または申請書）の審査が完了してから3週間後が目安です。審査の結果については、後日通知いたします。



詳細はこちらの
QRコードから

« 問合せ » 臨時特別給付金コールセンター ☎ 072-947-4140（平日 9:00 ~ 17:00）